

令和3年度第1回

南国市農業委員会議事録

令和3年4月8日（木）

令和3年度第1回農業委員会議事録

日 時 令和3年4月8日（木） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農業委員会事務局職員の任命の件

（2）農地法第3条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）非農地証明願いの件

（5）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

2番 池 正人

3番 田岡 崇

4番 山本 桂

6番 北村 一弘

7番 西井 一成

10番 武市 忠雄

11番 末政 隆一

12番 平田 修三

13番 濱田 好典

14番 鈴木 郁馬

16番 垣内 育男

17番 松岡 清

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

欠席者（農業委員 2名）

5番 今井 まち

15番 濱田 章孝

出席者（農地利用最適化推進委員 11名）

1番 西本 良平

3番 門田 俊一

5番 金田 善充

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

9番 山本 修平

11番 山北 泰司

12番 杉本 和繁

13番 武内 俊暁

14番 浜田 勉

15番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 6名）

2番 岩原 英幸

4番 笥 和幸

6番 門田 理博

10番 北原 章吾

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

2番 池 正人

6番 北村 一弘

会長	はい。それではただいまから定例総会を行いたいと思います。本来であればこの４月にお別れと、送別会ということも行う予定でございましたが、先般、南国市でも、コロナが発生ということで、非常にコロナの収束が遅れております。いずれ、収束が終わり次第歓送迎会をやりたいと思っております。なお議題に載っております、五十嵐の代わりに穂積君がきておりますが、後で局長の方から説明を行いたいと思います。それでは本日の欠席届が出ておりますので、報告いたします。５番の今井委員さんと、１５番の濱田章孝さん、推進委員は２番の岩原さんと、４番の笥さん、６番の門田さん、１０番の北原さん、１６番の橋詰さん、１７番の井上さん。連絡は受けております。それでは本日の署名人ですが、２番の池委員さんを予定しておりますが遅れてくるということで、連絡は受けております。６番の北村委員さん。お願いいたします。それと、今月の現地確認ですが、２３日金曜日、１９番の植野委員さん、それともし池さんが行けない場合は田岡さん。推進委員は岡田委員さん、お願いしたいと思います。
岡田推進委員	２３日都合悪いけど。
会長	都合悪い？西本委員さん。２３日。
西本推進委員	はい、わかりました。
会長	１時に事務局の方へ集合していただきたいと思います。本日の議題ですが農業委員会の事務局職員の任命についてと、農地法第三条の規定による許可申請の件。農地法第五条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっておりますので、審議をお願いしたいと思います。それでは、議題に入ります。ちらっと挨拶も言いましたが、異動の関係で議題第１号の農業委員会の、事務局職員の任命について、局長より説明をお願いいたします。
局長	はい。では私の方から説明いたします。議案第１号をお願いいたします。番号１です。農業委員会事務局職員の任命についてお諮りをいたします。４月１日の人事異動で、五十嵐主査は総務課付で、高知県商工労働部企業誘致課へ出向いたしました。また、福祉事務所から穂積孝昌主事が農業委員会事務局に転入して参っております。農業委員

	会等に関する法律第 26 条第 3 項に、農業委員会に置く職員は、農業委員会が任命するとありますので、皆様ご審議よろしくをお願いいたします。
会長	はい。局長の方から報告ありましたが、人事異動につきまして、皆さん方に承認いただきたいと思います。先ほども言いましたように、穂積孝昌さんが異動して参りましたが、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。承認をされました。穂積さん。はい。挨拶をお願いいたします。
穂積主事	皆さん初めまして。福祉事務所から異動になりました穂積孝昌です。どうぞよろしくおねがいします。
会長	はい。それでは議題に、農地法第三条の規定による許可申請の件について、事務局、説明をお願いいたします。農地法第三条、権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第三条第 1 項の規定により、許可してよろしいか審議を願います。令和 3 年 4 月 8 日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。申請受理件数 10 件。申請受理面積、田 12,988 m²、畑 6853.17 m²、計 19841.17 m²。事務局説明をお願いいたします。田岡委員さん議事参与の規定によって、退席をお願いいたします。それでは、事務局、説明をお願いいたします。 (3 番 田岡委員 退席)
藤田次長	はい。議案第 1 号、受付番号 4 号を説明します。譲受人は 76 歳。申請地は、岡豊町中島の田 357 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 58 年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、今までと同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、審議よろしくをお願いいたします。
会長	事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございません

	か。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地を第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか審議を願います。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (3 番 田岡委員 入室)
会長	それでは、残りの件をよろしく願います。
藤田次長	受付番号 1 号です。譲受人は 72 歳。申請地は、前浜の田 890 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、それ以外の機械作業は委託するとのことです。農作業歴は 20 年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。1 号については以上です。 受付番号 2 号です。譲受人は 73 歳。申請地は、立田の田 234 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て●●市にあり、●●市農業委員会に確認したところ山林化した土地を除き全て耕作されていました。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 53 年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。なお、申請地の隣には譲渡人所有の宅地があり、その宅地を譲受人の子が取得する予定になっています。そのため、取得後は子も一緒に農作業に従事するとのことです。2 号については以上です。 受付番号 3 号です。譲受人は 77 歳。申請地は、久礼田の田 2,197 m²、売買による

所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は29年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。3号については以上です。

次に受付番号5号と6号は譲受人が同じためまとめて説明いたします。譲受人は47歳。申請地は、久枝の田、5号が11筆で計3,878 m²、6号が2筆で計1,078 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、南国市内にありすべて耕作されています。また、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻と両親が従事しています。譲受人は、昨年まで南国市内に住んでおり、勤めながら家族でニラの栽培をしていましたが、転職のため現在は●●県在住です。しかし、農作業が必要な時は帰省しており、譲受人の不在時には、南国市内に住んでいる妻、両親が農作業に常時従事しているとのこと。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。5号、6号については以上です。

受付番号7号です。譲受人は68歳。申請地は、大埴の畑2筆で計471.17 m²、売買による所有権移転で、自宅に近く、また自作地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、それ以外の機械作業は委託するとのこと。農作業歴は40年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はネギを栽培するとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。7号については以上です。

受付番号8号です。譲受人は59歳。申請地は、岡豊町中島の畑3筆で計1,040 m²、売買による所有権移転です。譲受人の経営農地は、ありませんので、耕作計画書の提出

があります。耕作計画書によると、譲受人は、譲渡人である法人の役員として、●●町と申請地で農業経営をしていましたが、この度、通作距離や年齢的なこともあり、南国市内で個人で農業経営をはじめるといことです。申請地は自宅に隣接しており耕作に便利のため取得するものです。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は25年で農作業には本人が従事します。次に下限面積要件です。取得後の譲受人の経営面積は、5,000㎡未満になりますので、同時に利用権設定が申請されています。利用権設定については、議案書の26ページをご覧ください。49号と50号の2件になります。こちらの面積の合計が4,285㎡あり、この面積を足すと5,000㎡を超えることから下限面積要件を満たすことになります。3ページに戻ります。申請地は畑として利用されており、取得後も、同様に畑として葉物野菜を中心に耕作することなので、周辺の農地に影響を与えることはないといことです。8号については以上です。

受付番号9号です。譲受人は61歳。申請地は、下島の畑6筆で計4,214㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地には一部ハウスが建てられており、取得後はハウスでは小ネギを、畑では葉ニンニクなどの野菜を栽培することなので、周辺の農地に影響を与えることはないといことです。9号については以上です。

受付番号10号です。譲受人は63歳。申請地は、十市の田畑8筆で計5,482㎡、叔母からの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地はありませんので、耕作計画書の提出があります。耕作計画書によると、以前から譲渡人である叔母より贈与の話があったため、譲受人は、3年ほど前から経営を引き継ぎ柿や野菜、水稻などの栽培を始めたといことです。そのため譲受人の農作業歴は3年で、水稻栽培にかかる機械作業は作業委託しているといことです。農作業には本人と子が常時従事しています。申請地の面

	積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も、同様に水稻、柿、野菜などを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上1号から10号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。次に議案第3号。農地法第五条、権利の許可の申請審議について、農地法第5条の規定による、許可申請を下記の通り受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいかお願いします。令和3年4月8日南国市農業委員会会長、武智憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田 2202 m²、畑 0、計 2202 m²、事務局の説明をお願いいたします。
穂積主事	それでは議案第3号を説明します。議案書は7ページ、別紙位置図は1ページです。受付番号1号、申請地は南国市岡豊町小蓮、田7筆、合計 2202 m²を売買による所有権移転で資材置き場に転用する案件です。申請者は、土木建設業を営む法人で、●●市に本社をもち公共工事等を主に行っています。このたび高知県東部方面での事業受託また事業拡大をしたく資材置き場を新設したいということです。場所は高速道路のインターが近く、交通の利便性が良いとの理由で申請地を選定されています。申請地の農地区分は、周辺に高知医大、事業施設、住宅等が連坦するエリアに近接した10ha未満の集団農地内にあるため第2種農地と判断し、立地基準を満たすものと考えます。つぎに別紙2ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地内は基本的に現況高のまま利用します。進

会長	入路は敷地東西にある南国市道から２か所です。敷地内は図の通り利用します。排水については雨水のみで、敷地内勾配により西側の集水桝に集め、その後市道側溝に放流する計画で、市の排水同意を得ています。周辺農地への影響については、西側は譲渡人所有の田、南側、北側の農地は所有者からの同意を取得しています。市道を挟み東側の農地についての被害防除計画が利用計画図の右上に記載されています。記載内容はご一読をお願いします。なお、内容については現地確認で妥当であると判断しています。最後に他法令について、敷地内には南北に縦断する農道が存在しますが、現在払い下げ手続きを確認しています。また、進入路設置に係る占用許可は手続き中です。そして、土地開発適正化条例届出の対象となりますので、都市整備課で手続き中と確認しています。本件は以上です。ご審議よろしくをお願いします。 はい、事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。次に、議案第４号。南国市農用地利用集積計画について、下記の通り申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和３年４月８日南国市農業委員会武市憲雄。はい。トップバッターに、受付番号２９から３４、私の案件でございますので、副会長の高芝さんに進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 (会長退席) 高芝副会長 それでは受付番号２９号から３４号までを一括して、事務局の方から説明をお願いします。
-----------	---

藤田次長	議案第４号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。１９ページの２９号から３４号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は７４歳。申請地は大堀、明見、物部の田で、５年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は２９号が１０ａあたり米３０kgを物納し、その他３２号を除くものは１０ａあたり米３０kg相当の金額を現金で支払い、３２号については１２筆のうち１筆のみ１０ａあたり１０,０００円、残りの１１筆は１０ａあたり２０,０００円を現金で支払うというものです。以上、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
高芝副会長	それでは事務局の方から説明がありましたが、この件について、ご意見ご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認ということでよろしゅうございますか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。それではそのように、取り扱わせていただきます。 (会長入室)
会長	もう１件ですが受付番号４２号。池委員さん。退席をお願いいたします (２番 池委員 退席) はい。説明をお願いします。
藤田次長	２３ページの４２号です。借人は５７歳。申請地は、前浜の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金にて支払うというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい、説明がございました。ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。それでは、後の残り、お願いします。
藤田次長	(池委員入室) はい。9 ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。 受付番号 1 号です。資料は 1 ページです。申請地は田村の田で、3 年の賃借権を設定するものです。1 筆ごとの賃料は議案書の通りで、総額 80,000 円を口座振込するというものです。 受付番号 2 号です。申請地は、片山の田で、5 年の賃借権を設定するものです。賃料は、4, 8 5 9 円を口座振込するというものです。 3 号です。申請地は、片山の田で、5 年の賃借権を設定するものです。筆ごとの賃料は議案書のとおりで口座振込するというものです。 4 号です。申請地は、下野田の田で、5 年の賃借権を設定するものです。賃料は、10 アールあたり 7, 0 0 0 円を口座振込するというものです。 5 号です。申請地は、岡豊町中島の田で、5 年の賃借権を設定するものです。賃料は、1 0 アールあたり 1 0, 0 0 0 円を口座振込するというものです。 6 号です。申請地は、西山と陣山の田で、5 年の賃借権を更新するというものです。賃料は、1 0 アールあたり 8, 0 0 0 円を口座振込するというものです。 7 号です。申請地は片山の田で 5 年の使用賃借権を設定するというものです。 8 号です。申請地は、片山の田で、3 年の使用賃借権を設定するというものです。 9 号です。申請地は、田村の田で、3 年の使用賃借権を設定するというものです。 1 0 号です。申請地は、田村の田で、3 年の使用賃借権を設定するというものです。 1 1 号です。申請地は、廿枝の田で、1 0 年の使用賃借権を設定するというものです。 1 2 号です。申請地は、廿枝の田で、1 0 年の使用賃借権を設定するというものです。 1 3 号です。申請地は、陣山の田で、1 0 年の使用賃借権を設定するというものです。

	14号です。申請地は、陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 15号です。申請地は、陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 16号です。申請地は、西山と陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 17号です。申請地は、陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 以上が農地中間管理事業です。 次に15ページの18号です。借人は農地所有適格法人で、申請地は、陣山の田で、10年の賃借権を設定してハウスでニラを作るというものです。賃料は、3筆で200,000円を現金で支払うというものです。 19号から26号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は農地所有適格法人で、申請地は、伊達野、岡豊町中島、明見、篠原の田で、19号が3年、20号からは10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、19号は10aあたり5,000円を口座振込し、20号、21号は10aあたり米40kg相当の金額を現金で、22号から26号までは10aあたり米40kgを物納で支払うというものです。 27号です。借人は61歳。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。 28号です。借人は48歳。申請地は、立田の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、1筆あたり米30kgを物納で支払うというものです。 22ページの35号と36号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は85歳。申請地は小籠の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、35号が1筆当たり米15kg、36号が10a当たり米30kgを物納で支払うというものです。 37号です。借人は69歳。申請地は、田村の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。
--	---

38号です。借人は73歳。申請地は、才谷の田で、5年の賃借権を設定して、ハウスで苗、スイカを作るというものです。賃料は、1筆5,000円を現金で支払うというものです。

39号です。借人は65歳。申請地は、小籠の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、4筆で米50kgを物納するというものです。

40号です。借人は63歳。申請地は、下野田の田で、1年の賃借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を現金で支払うというものです。

41号です。借人は74歳。申請地は、金地の田で、5年の賃借権を更新して、牧草を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

43号です。借人は61歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を更新して、ニンニクを作るというものです。賃料は、2筆で14,000円を口座振込するというものです。

44号です。借人は63歳。申請地は、植田の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、1筆10,000円を現金で支払うというものです。

45号です。借人は42歳。申請地は、堀ノ内の田で、3年11か月の賃借権を更新して水稻と青ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納で支払うというものです。

46号、47号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は農地所有適格法人で、申請地は明見の田で、いずれも10年の使用賃借権を設定して、水稻を作るというものです。

48号です。借人は85歳。申請地は、小籠の田で、5年の使用賃借権を設定して、水稻を作るというものです。

49号と50号は借人が同じためまとめて説明します。借人は59歳。先程の議案2

会長	号で説明しましたとおり、これから個人で農業経営を始めるというものです。申請地は、岡豊町八幡の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 51号です。借人は71歳。申請地は、岡豊町小蓮の田で、3年の使用貸借権を更新して、野菜を作るというものです。 以上、1号から51号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。 はい。説明がございました。ご意見ございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。以上で議案は終了いたしました。議案外を載せてありますので、お目通しを願いたいと思います。 (午後2時20分閉会)
-----------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成4年1月7日

会 長 武市義雄

議事録署名委員 池 沢

議事録署名委員 北 村 一弘